

2024. 5. 25 改訂

2026. 3. 20 改訂

一般社団法人工学院大学校友会 代議員選出規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」という）定款第13条2項に定める代議員の選出を公正かつ公平に行うことを目的とする。

(定数)

第2条 代議員の定数は、75名以上100名以内とする。

(被選挙権及び選挙権)

第3条 定款第7条第1項1号に定める正会員は、代議員の被選挙権、選挙権を有する。

(選出の選挙区)

第4条 代議員選出の選挙区は、選挙区の区分けをせずに、全国を一つの選挙区とする。

(当選の条件)

第5条 得票数が5票以上で、その得票の上位から100名以内を当選とする。

2 前項の当選者が75名に満たないとき、全候補者の得票の上位から75名までの者を当選とする。このとき5票未満の当選を、繰り上げ当選と呼ぶ。

3 前項の最下位得票者が複数となり定数を超えた場合は、前項1項及び前項2項の定数になるよう選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。

4 立候補者数が立候補受付締切り時に75人に満たない場合は、選挙告示までに改めて追加公募し選挙を実施する。

5 第2条の代議員に欠員が生じた場合は得票数の多い順に繰り上げ、補充する。

(代議員選挙の立候補年齢制限)

第6条 代議員の年齢は、代議員選挙が行われる次年度の6月30日に満77歳未満とする。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙は、選挙管理委員会がこれに当たる。

2 選挙管理委員会の委員は、会員の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。

3 選挙管理委員会の運営は、別に定める選挙管理委員会規則による。

(選挙日程等の告示)

第8条 選挙管理委員会は、正会員に対し代議員の任期が満了となる60日前までに選挙日程を校友会ホームページにより告示する。

(立候補の届け出・推薦書の提出)

第9条 立候補する者は、所定の用紙により指定の期間内に300文字以内の所信および推薦者1名以上を記載した立候補届を選挙管理委員会に提出する。

2 推薦者は、100文字以内の推薦理由を記載した推薦書を、立候補者を通じて選挙管理委員会へ提出する。

3 推薦者は正会員とし複数候補を推薦することはできない。また、候補者を兼ねることはできない。

4 立候補の届出は、指定した日時までに電磁的方法、又は告示日までの消印のある郵送による投票で選挙管理委員会に届いたもの、又は持参のもの（代理者が持参のものを含む）を有効とする。

（立候補者の告示・投票方法）

第10条 立候補の受付締め切り後、選挙管理委員会は速やかに、会員番号、卒業年、氏名、所信、推薦書者1名以上を記載し一覧表にまとめ立候補者名簿を作成し、校友会ホームページに告示する。

2 投票は、前項の立候補者名簿を基に各自投票用紙に、1名を記載し、投票する。投票を行うものは、会員番号、氏名を明記するものとし、正会員であることが確認できない場合は、無効とする。

3 投票は、指定した日時までに電磁的方法、又は投票末日までの消印のある郵送により投票選挙管理委員会に届いたもの、又は持参のもの（代理者が持参のものを含む）を有効とする。

（当選者の公表）

第11条 選挙管理委員会は、投票終了後、開票結果について校友会ホームページ上に公表する。

（代議員の任期）

第12条 代議員の任期は、選挙後の定期総会終結時から就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会終了時までとする。

2 新たに選出された次期代議員は、選挙後の定時総会には引継ぎを兼ねて出席できるが、議決権行使はできない。

（選挙活動に係る経費）

第13条 選挙活動に係る経費は各自の負担とし、校友会は負担しない。

（規程の改廃）

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

（附 則）

1 この規則は、法人法に基づき一般社団法人設立の登記日（平成25年4月1日）から施行する。

2 平成27年 4月17日、一部改訂

3 平成27年10月16日、一部改訂

4 平成30年 7月20日、一部改訂

5 令和 4年 7月15日、一部改訂（第6条）

6 令和 4年 9月 2日、一部改訂（第12条）

7. 令和 6年 5月25日、一部改訂

8. 令和 8年 3月20日、一部改訂